

静岡県告示第92号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年2月24日

静岡県知事 川勝平太

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
焼津市利右衛門字地藏森2727の167・2727の330（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
潮害の防備
- (3) 解除の理由
海岸保全施設用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
焼津市利右衛門字地藏森2727の167・2727の330（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
海岸保全施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、志太榛原農林事務所及び焼津市役所に備え置いて縦覧に供する。）